

松戸市教育委員会会議録

令和7年10月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和7年10月定例会

開 会	令和7年10月15日(水) 午前10時	閉 会	令和7年10月15日(水) 午前11時9分	
署名委員	教育長 波田 寿一 委 員 伊藤 誠			
出席委員 氏 名	教育長 波田 寿一	<input type="radio"/>	委 員 山形 照恵	<input type="radio"/>
	教育長職務代理者 武田 司	<input type="radio"/>	委 員 中西 茂	<input type="radio"/>
	委 員 伊藤 誠	<input type="radio"/>	委 員 和座 一弘	<input type="radio"/>
出席職員	内訳別紙のとおり			
特記事項				

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和7年10月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	村上 陽子	21		
2	学校教育部 部長	中坂 正夫	22		
3	学校教育部 審議監	町山 信之	23		
4	教育総務課 課長	三根 秀洋	24		
5	〃 専門監	戸張 徳一	25		
6	〃 補佐	飯島 幸枝	26		
7	〃 主査	中道 佑生	27		
8	〃 主任主事	山下 栄一郎	28		
9	〃 主任主事	齋藤 奈々	29		
10	文化財保存活用課 課長	渡辺 貴生	30		
11	〃 美術館準備室 室長	豊島 周一	31		
12	学務課 課長	南 進史	32		
13	〃 補佐	原 有希也	33		
14	社会教育課 課長	関根 瞬人	34		
15	〃 主査	吉田 敏	35		
16	〃 施設担当室 室長	清水 潤也	36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

令和7年10月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和7年10月15日（水）午前10時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

議 案

4 その他

令和7年10月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議 案

① 議案第 28号

松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について (文化財保存活用課)

② 議案第 29号

令和7年度末及び令和8年度松戸市立高等学校職員人事異動方針
並びに令和7年度末及び令和8年度松戸市立高等学校職員人事異動
実施方策の制定について

(学務課)

③ 議案第 30号

教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

(学務課)

④ 議案第 31号

松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

(教育総務課)

教育長 初めに傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には、現在2名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降、傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 では、ただいまから令和7年10月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いいたします。

◎報告

教育長 議題に入ります前にご報告がございます。

このたび和座一弘委員が任期満了を迎えるましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得て、本日付にて市長より任命をお受けになり、再任されました。任期は令和11年10月7日までの4年間でございます。

それでは、和座委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

和座委員 ありがとうございます。

またこれから4年間、皆さんと一緒にいろいろと考えながら議論していきたいと思っております。

4年間でしたけれども、振り返るに、やはり自分としては、今まで私、今もそうですけれども、医者としていろいろとやってきたわけですけれども、教育に関してのことについて、どの程度のことができるか分からぬ部分もあったんですが、皆さんの意見を聞きながら、自分自身も全く新しいことを気づくこともできましたし、そういう意味でも、私自身もこの

会議を通していろいろな意味で勉強させていただきながら成長できた部分もあったのかなと思っております。

これからも、そういう意味で4年間また皆さんにある意味では育てていただきながら、できる限りの貢献ができれば、自分がどの程度のことができるか分かりませんけれども、何らかのお役に立てればなというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

教育長 ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここで議席の指定を行います。

松戸市教育委員会会議規則第7条の規定により、ただいま着席いただいている席を議席として指定いたします。ご承知おきください。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案4件となっております。

では、ここから議事進行は武田教育長職務代理者にお願いいたします。

◎議案第28号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第28号「松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 議案第28号「松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について」ご説明いたします。

松戸市美術品等選定評価委員会条例第4条の規定に基づき、別紙の者を松戸市美術品等選定評価委員に委嘱するものでございます。

提案理由についてでございます。

令和7年10月31日をもちまして任期が満了することに伴い、後任者を委嘱するためでございます。

任期につきましては、令和7年11月1日から令和9年10月31日までの2年間でございます。

なお、美術品等選定評価委員は、教育委員会が受け入れようとする美術作品や資料が生じたときに、真贋、受入れの適否、評価額、購入額について調査審議いただきまして、人数は条例において5人以内をもって組織するものとなってございます。

2ページをお願いいたします。委員委嘱者名簿でございます。

今回は、全員再任でございます。

1人目は、名簿の一番上、岩切信一郎氏でございます。岩切氏は、新渡戸文化短期大学の元教授で、現在は美術史家として活動されておられます。ご専門は版画でございます。

その次、名簿の上から2番目、木島隆康氏でございます。木島氏は東京藝術大学名誉教授を務めておられます。ご専門は絵画修復でございます。

続きまして、名簿の上から3番目、木田拓也氏でございます。木田氏は、武蔵野美術大学教授を務めておられます。ご専門は近代工芸史・デザイン史でございます。

続きまして、名簿の下から2番目、角田拓朗氏でございます。角田氏は、神奈川県立歴史博物館の主任学芸員でございます。ご専門は近代日本美術でございます。

最後に、一番下、西山純子氏でございます。西山氏は、千葉市美術館の学芸課長でございます。ご専門は近代日本版画でございます。

この5人の候補は、いずれも美術史研究等の各分野における第一人者であり、美術品等の収集に関する選定及び評価について、適切なご審議をいただけるものと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 議案第28号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 ちょっとお尋ねします。

この松戸市美術品等選定評価委員会というのは、先ほどご説明があったように、松戸市が美術品を購入するとかその鑑定を依頼するときは、教育委員会からのイニシアチブで、こういうのを買いたいと思うけど、これはどうだろうかというふうに尋ねられるのが主なのか、それとも、委員の先生のほうから、むしろこういうのはどうかというふうなお話もあるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいのと、それから、この委員会は、そういう必要性が生じたその都度開かれるのか、あるいは定期的に年に何回かという形で開かれるようになっているのか、これまでの慣行を教えていただければと思います。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 ご質問は2点ございます。

まず、どういったときに開かれるか、どういった形でということなんですが、基本的に条例では、教育委員会の諮問に応じてということになりますので、原則そちらの形、その手前でいろいろなやり取り、寄附者からのお話、それは担当課で受けた形になりますけれども、それを踏まえて教育委員会にご審議いただいて、その諮問をさせていただいた上で、この委員会が開かれ、審議いいただくという流れでございます。

もう一つ、いつ開かれるのかということですけれども、こちらについては、そういった事象が生じたときに教育委員会会議でお諮りして、それをもってこの委員会を開催するので、年1回ぐらいを予定して。だから、隨時やるというものではなくて、年1回を予定して考えているところでございます。

伊藤委員 では必要性が幾つかあっても、それをまとめて年に1回程度やるということですね。

文化財保存活用課長 さようございます。

伊藤委員 それで、これだけの先生ですと、美術品等の発掘とか、そういうものを全部教育委員会が行うのはもちろんそれなりの意味があることだと思うんですが、先生のほうから事前のやり取りで、こういうのを購入されたらどうかというような、先方からの何かそういうイニシアチブというか、そういうものもあるんでしょうか。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 委員の先生のほうからというアプローチというのは、基本的にはないですね。寄附者がいらっしゃったりとか、市のほうで購入したいとか、そういう発意によって起こってくるのかなと考えていますので、先生のほうはあくまでご審議いただくこととなります。

伊藤委員 そうなんですか。分かりました。

教育長職務代理者 ほか、ございますか。

山形委員。

山形委員 山形です。

今の伊藤委員の発言からの説明の中で、寄附の受入れというお話がありましたが、寄附の受入れについて、市民の方がご寄附したいと思ったときの情報はホームページなどに載っているのでしょうか。もう一点、寄附の受入れ等に関する審議というのがありましたが、全てを受け入れるのではなくて、寄附したいという市民の方がいても、審議会で、難しいですということでお断りするという流れもあるという認識でよかったですかの確認です。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長、お願ひします。

文化財保存活用課長 寄附の受入れにつきましては、基本的には物品寄附の相談の窓口が、市長部局であれば総務課、教育委員会であれば教育総務課であったり学校財務課、各学校ということで窓口が設けられていると。その中で、どういったものなのかとかいったところで流れていくのかなと思いますので、ご審議いただいて、委員のご審議の内容の中に、真贋という、本物かどうかとか、そういったものもありますから、そういったご判断の中でなされるものと考えております。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、ございますか。

この委員さんが今5人いらっしゃいますが、定数は5人までなのでしょうかというのが1点。なぜそれを聞くかというと、せんだって大きなマイセンの寄贈があったときに、外部に依頼して価値選定等をお願いしたように思います。大きな寄贈の案件だったので、今後そういったものが、また展覧会等をやるときに、少しそういったものを選定する能力というか、そういうものがある方がいたほうがいいのか、それは、工芸史の木田先生で範疇として賄えているから、そういうことは要らないということなのか、その辺りが気になったので、教えていただければと思います。

文化財保存活用課長、お願ひします。

文化財保存活用課長 条例において、組織は委員5人以内をもって組織するとなっておりますので、5人以内といったところでございます。

一例でマイセンの話が出ておりましたが、この5人のご専門以外のものが出た場合には、やっぱり専門外なところも一部出てくる場合は、新たに別な方を招聘してご審議のご協力をいただきます。

教育長職務代理者 その都度ということ。

文化財保存活用課長 その都度ですね。そのような対応をしております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、ございますか。大丈夫でしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 では、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

議案第28号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第28号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第29号

教育長職務代理者 それでは、これより、議案第29号「令和7年度末及び令和8年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに令和7年度末及び令和8年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いいいたします。

学務課長 学務課長の南です。よろしくお願いいいたします。

議案第29号「令和7年度末及び令和8年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに令和7年度末及び令和8年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の制定について」ご説明いたします。

本件は、千葉県教育委員会制定の令和7年度末及び令和8年度公立学校職員人事異動方針と公立高等学校職員人事異動実施細目を受けて、松戸市立高等学校の人事異動方針実施方策を制定するものでございます。

人事異動方針につきましては、過日、県の人事異動方針が示されましたので、それに準じて制定いたしました。人事異動実施方策については、県の人事異動実施細目がまだ示されておりませんので、例年と同様、昨年度制定されたものに準じて策定をいたしたところでございます。

例年、県の人事異動実施細目は10月中旬に示されており、それを受け本市の実施方策を制定いたしますと、11月初旬の高校職員の異動希望調査票提出に日程的な余裕がなくなるため、本年度も10月の教育委員会会議に提案させていただいております。

昨年度からの改正点と理由についてご説明いたします。

お手元の資料にございます新旧対照表をご覧ください。

まず、人事異動方針の昨年度からの改正点は年度表記のみで、県の人事異動方針に変更が

なかつたことから、内容的な改正はございません。

資料次ページ、人事異動実施方策ですが、こちらも昨年度からの改正点は年度表記のみで、県の人事異動実施細目に変更がなかつたため、内容的な改正はございません。

以上、市立高等学校の人事異動方針並びに人事異動実施方策についての説明といたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 議案第29号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑に入ります。

和座委員。

和座委員 2点ばかりお聞きしたいんですけども、1つは、開かれた学校づくりということで、職員の採用に当たっては、様々な方たち、意欲あふれた適任者を選ぶというふうなことでございますけれども、この中で、例えば登用する場合に、職員の中で、例えば民間だとか、つまり、ここは全くまた別の空間というか、そういったところからの、こういったところに対して入っていただくような、そういったシステムはどのようになっているのか。そしてまた、実際にそういった実績がたしか昔はあったと思うんですけども、今年とかこれからについて、何か予定はあるのかという点をちょっと聞きたいと思います。

それから、あともう一つは、女性の職員が積極的に推進するということでございますけれども、パーセンテージとしてどのぐらいの今現在の女性に対しての管理職への登用というのが行われているのか。そしてまた、今後、目標として、このぐらいを目標とするものが実際決まっているのであれば、それも示していただければと思います。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 まず、民間からの校長先生なんですけれども、市立高校のほうにつきましては、県との調整もあるわけですけれども、今のところ民間の校長先生は実績としてはございません。

今後につきましては、また県の方針とかにもよってくると思いますので、今のところ我々のほうでは考慮していないところではございますけれども、まず、しかるべき状況になったときには、そういったこともあり得るのかなというふうには考えております。

続きまして、女性の割合というところなんですけれども、管理職の女性、国の第5次男女共同参画基本計画におきましては、目標数値としましては、校長20%、副校長、教頭を25%としております。本市としましては、それを受けまして、20%以上ぐらいというところで目標としているところなんですけれども、現在、小学校のほうの校長につきましては、本年度、女性校長は39%、中学校では10%といった数字になって、中学校では若干低めのかなとい

うところで捉えております。

以上でございます。

和座委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 目指すところというのはよろしいですか。今後の目標について。

和座委員 そうですね。あと、それで、今後、中学校にしてもそうですけれども、10%ということで、まだちょっと少ないようですけれども、それについては今後、やはり女性に対しての積極的な登用のほうは考えていらっしゃるんですか。

同時に、民間に関しても先ほどちょっとお話があって、状況の中では登用したいというふうなお話もあったようですが、今後の流れというか方針をちょっと聞かせていただきたい。

教育長職務代理者 学部課長、お願ひいたします。

学務課長 民間校長のほうは積極的に登用したいというところまではまだいっていないところが実情でございます、高等学校のことに関しましては。

和座委員 中学校はたしかありましたね。

学務課長 いらっしゃいました。

中学校の校長職で女性が少ないというところなんですが、今後につきましても、やはりその数字につきましては高めていって、現状、管理職になる女性教諭がやっぱり少ないというところもございまして、バランスよくしたいところではあるんですけども、現状、目標数値としては2割ぐらいが、今のところは2割でもちょっと苦しい状況にあるのが実情なところでございますが、そのくらいを目指したいなというふうに考えております。

和座委員 女性の登用がなかなか難しいというのは、状況としてどういう状況がって、それをどういうふうに変えていけばいいと考えていらっしゃるんですか。

学務課長 やっぱりこれまでの社会的なものからの流れではあると思うんですけども、男女共同参画というところがうたわれているところではございますけれども、赤ちゃんが生まれたりだとか小さい子がいたりするところでは、やっぱりご家庭の中での役割というか、そういうもののところでなかなか管理職の仕事にというところまでは、それだけではないと思うんですけども、どうしてもそういったところで管理職を望まない方たちがいらっしゃる状況にはあるんじゃないかなというふうには考えて、推測はできるところかなというふうには感じております。

和座委員 そういう場合に、やっぱり育児に関する環境を整えてあげるような、そういった

施策も必要ですか。

学務課長 そうですね。かなり育児に関しては育児休業関係も進んできておりまして、男性の育児休暇なんかもあるわけなんですけれども、あとは、男性女性問わず管理職を望まないような傾向もございますので、そうしたところは課題として我々のほうでも捉えておりまして、我々学務課のほうで人材育成というところは、次のリーダー的職員の育成なんかも踏まえているところなんですけれども、そういった部分が課題かなというふうに捉えております。

教育長職務代理者 ちなみに、今、校長先生のパーセンテージだけお伝えいただきましたが、教頭先生とか教務主任とか学年主任とか、そういった形まで下ろしてくると、この比率というのは変わってきますか。

学務課長 変わってきます。すみません、今手元に教務主任等の男女比率のパーセンテージ、数字が手持ちにないんですけれども、教頭で申し上げますと、小学校22%、中学校15%というところで、いずれにしても女性の比率としては少ないかなというところではございます。男女比でいいますと、教諭になりますと、かなりバランス的には、五分五分まではいかないと思うんですけれども、女性の占める割合というのは多くなる。半分まではいかないかもしれないですけれども、小学校なんかでは結構女性教員が多い職場もありますが、すみません、具体的な数字が今示せなくて申し訳ございません。

教育長職務代理者 自然の流れ的にも、パーセンテージというのは増えてくる可能性が高いというイメージでございますか。もちろん登用していかないと増えないでしょうけれども、ただ、ベースの比率が変わってきているので、おのずと女性比率が上がるというイメージではありますか。

学務課長 管理職のところで上がるかどうかですよね。そこがやはりなかなか単純にはいかないのかなというところで、今なお、2025年段階でもこのパーセンテージなのかなというふうな受け止めではあるんですけども。

教育長職務代理者 ベースが増えてきているのに、なおかつというと、やはりそこはちょっと問題意識を。

学務課長 そうですね。課題ではございますね。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、ございますか。

伊藤委員。

伊藤委員 職員の配置替えを行うケースがいろいろ列記されていて、積極的に配置替えを行うのと強力に配置替えを行うのと使い分けておられるんですけれども、以前聞いたかもしませんが、何か依然として強力に配置替えを行う意味がよく分からないんですが、これ、どちらが強いのでしたっけ。使い分けているので、何かやっぱり違いがあるんだと思うんですけれども、ちょっとそれを教えてください。

教育長職務代理者 学務課長、お願ひします。

学務課長 積極的なのと強力にというところなんですけれども、県の出しているものに準じているところがございまして、県がどういう言葉の軽重をつけているか分からぬところではあるんですけども、強力にのほうが強いのかなというふうに私個人的には思うんですけど、だから、個人的なんです、すみません、あくまでも。強く職場が変わることで自己研さんを深めて、視野を広くしてというところでという意味合いではあると思うんですけども。

伊藤委員 強力にやるというのは、いわゆる行政文書の中で使うには、何かあまりなじみがない言葉だという感じがします。探した限りでは、強力に配置替えを行う、強力に実施するというのは2か所ぐらいだけなんですけれども、県に従うのはもちろんいいんですけども、県のほうで何か意図的に使い分けているのであれば、ちゃんとその意味を理解しないと、実施するほうも困るのではないか。同じように積極的にやればいいんだろうと思うのか、あるいは、いや、強力にというのは違うんだ、こういう意味があるんだということで対処していくのか。だから、実際の行動に影響してくるので、それを一度県のほうにきちんと聞いて、使い分けている理由を、ちゃんとこちらも理解したほうがいいのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

学務課長 はい。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ほかにご質問等はないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

議案第29号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第30号

教育長職務代理者 それでは、議案第30号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長 お願いいたします。

学務課長 学務課長、南です。よろしくお願ひいたします。

ご説明の前に、一部資料に差し替えが生じましたので、机上に先ほど配付させていただきましたお手元の資料を基にご説明させていただきたく思います。

それでは、議案第30号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

10ページをご覧ください。

本件は、国の育児・介護休業法の改正に伴い松戸市職員の育児休業等に関する条例が改正され、育児部分休業の取得可能時間帯が撤廃されたことに合わせて、介護時間及び介護休暇についても同様の取扱いとし、制限を撤廃するためのものです。

これまで、部分休業の取得可能時間帯は勤務時間の始めまたは終わりに限り取得可能でございましたが、このたびの条例改正により、時間帯にかかわらず取得可能となりました。勤務時間の途中の時間帯にも、子の世話や介護のために時間を用いることへのニーズが想定される社会状況となっていることなどを踏まえ、国家公務員において取得時間帯を廃止することとしたことから、地方公務員もその取扱いに倣うものでございます。

以上、「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明といたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 議案第30号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑に入ります。

これを読ませていただくと、いわゆる朝と終業時だけじゃなくて中抜けが大丈夫になりましたということだと思いますが、通勤に関しては結構個人差があると思うんですけども、その辺りというのはどういうふうに理解したらよろしいんでしょうか。

学務課長。

学務課長 通勤に関してはとおっしゃいますと。

教育長職務代理者 実質の作業に対しての2時間なのか、出入り含めの2時間あるいは4時間なのかということによるのかなと思ったものですから。

学務課長 要するに抜ける時間なので、移動時間も含めてと。

教育長職務代理者 含めて。なるほど。そうすると、結構厳しいですね。

学務課長 遠いご家庭とかも含め、おっしゃるような状況になっちゃうかなと。

教育長職務代理者 2時間というのはなかなかピンポイントだなと思って。そういうことですね。

山形委員。

山形委員 山形です。

仕事中の中抜けが可能というところですが、今までどおり、例えば保育園に送った後、少し遅れて出勤するようなに時間を使うことや、逆に早く帰るためにこの規定の時間を使うということは、今までどおり可能という認識でいいのでしょうかという確認がしたいです。もう一点が、介護休暇は有給とは違うので、その間のお給料は発生しないという認識でよかったですでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 最初のご質問で、今までと同じような取り方ももちろんできます。

あと、2つのことについてですけれども、今回のこのお休みに関しては無給扱いというところでございます。

山形委員 ありがとうございます。

休業が取れることはとても良いけれど、一方で収入が減るというところが、大変な部分であります。特に介護は終わりがわからないので、社会的にも、公務員さんだけじゃなくて一般企業も同じだと思います。この部分に関してはサポートがなく、休めることはいいけれども、その分お給料が減るというところを私たちも知っておかなければならいいと思いまして、質問させていただきました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。

議案第30号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第31号

教育長職務代理者 それでは、議案第31号「松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 まず、始まる前に一部資料に差し替えが生じましたので、机上配付させていただきました。お手元の資料にてご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、議案第31号「松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

資料につきましては、13ページでございます。

提案理由といたしましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市立松戸高等学校に勤務する教員の教職調整額を現行の4%から10%へ段階的に引き上げ、処遇を改善するためでございます。

14ページの新旧対照表をお願いいたします。

松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の第3条で、教育職員の教職調整額の支給額を変更しておりますが、記載のとおり、教育公務員特例法の第25条第1項で定める指導改善研修被認定者については、当該教職調整額の支給の対象外とすることとしております。

教職調整額の取扱いについては、附則8で現行適用される4%から、これを毎年1%ずつ引き上げ、令和12年度、令和13年の1月に10%といたすものでございます。

なお、教職調整額の引上げ等による教師の処遇改善は、高度専門職である教師にふさわしい処遇の実現を図り、もって教師に優れた人材を確保することで、高度専門職である教師が社会から求められる重要な職責を果たしながら、全ての子どもたちへのよりよい教育を実現するための改正となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 議案第31号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑に入ります。

中西委員。

中西委員 中西です。

これに関しては市立高校の話だと思うんですけど、当然小中学校も教職調整額が上がっていくことになると思うんですが、これは別途また条例が出るということですか。県が決めるから、あれですか。そのまま。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 おっしゃるとおり、県費負担教職員でございますので、小中学校の、県のほうから出るというところでございます。

中西委員 その条例はもう出ているということですか。

教育長 それは県の教育委員会会議の話です。

中西委員 ですよね。なので、並行してそれは当然出ているんですよね、恐らく同じタイミングで。

教育長 そうですね。並行して出ているはずです。

中西委員 それに関連して、この法律改正で教職調整額だけではなくて手当の増額とかいろいろ制度改正があると思うんですけども、担任手当と言われるもの増額というのも行われることになっていると思いますが、例えば、松戸市もチーム担任制をやったりしていると思うんですけど、そういう場合の扱いについてどうするかという方針は、これも県が決めるんですかね。

学務課長 はい。

中西委員 それは何らかの、それも条例ができるんでしょうか。何かお聞きになつていれば。

教育長 まだ県から下りてきていないというのが現実ですよね。もう通知が来ていますか。まだ来ていないですね。

学務課長 まだだと思うんですけども、ちょっと確認します。

教育長 これから県から通知が来るはずです。

中西委員 何かそろそろそういう条例ができるという話は耳にするので、自治体によって差があると思うんですが。そういう場合の、いわゆるチーム担任で担任手当ってどうするんですかという話は議論になっているんでしょうか。

学務課長 すみません。ちょっとつかめていないです。

教育長 多分、担任手当等についてはまだ確定事項ではないと思います。審議に入るという多分段階だと私は理解をしていて、まだその辺の流れも含めて、どうするかというのは来ていないと思います。多分。

中西委員 これからの話。

教育長 そうですね。これからですね。

中西委員 分かりました。また。

教育長 決定事項ではないと思います。

学務課長 調整手当について県のほうで出ているのかというところなんですかけれども、不勉強で申し訳ございません。そこも確認しておきますので、すみません。

中西委員 分かりました。

教育長職務代理者 教育長。

教育長 今、中西委員さんがおっしゃったように、いわゆる給特法の改正に伴い、今後教員の働き方改革というところを推進していかなければならないという方向性は打ち出されています。確定事項として出ているのは、調整手当の4%を10%に上げるということで、例えば、そのほか主務教諭ですか、今先生がおっしゃったような担任手当ですか、その辺についてはきっとこれから議論をしていくのではないかなど私は理解しています。いずれにしても、県のほうからその辺の通知が来れば、当然、松戸市の中学校で勤務している先生方も基本的に県費職員ですので、そこに該当してくるという流れになってくるんじゃないかなと思っています。

中西委員 教職調整額だけが1月からなのでしたっけ。

学務課長 そうです。

中西委員 あとは4月の話ですよね。分かりました。

教育長職務代理者 ほか、よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。

議案第31号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。事務局より何か報告はございますか。

施設担当室長、よろしくお願ひします。

施設担当室長 お手元の8月26日の講演会のチラシのほうをご覧ください。

こちら、令和7年8月26日火曜日、山崎直子宇宙飛行士を講師にお迎えいたしまして、市民会館301会議室にて、「私と宇宙～これからの宇宙飛行士～」をテーマに講演会を開催したところでございます。

7月の教育委員会会議のほうで当講演会のご案内をさせていただいたときに、和座委員のほうから、子どもたちの声を届けてほしいというようなことでお言葉をいただきましたので、この場を借りまして、アンケートの集計報告についてご紹介をさせていただきたいと存じます。

では、別紙のアンケート集計報告、こちらをご覧ください。

募集は、市内在住の小学生とその保護者を対象に行いまして、当日は43組110名の方にご参加をいただきました。アンケートにつきましては、そのうち40組の方にご回答をいただきております。

別紙1枚目のQ2のところをご覧ください。まずは、当館のプラネタリウムをご覧になられたことがありますでしょうかという問い合わせに対しましては、13組の方がないということでご回答いただいております。少し残念な内容でございました。

次のページをご覧ください。ここから本日の講演会ということで、講演会についてご質問させていただいております。

2番のほう、難易度、分かりやすさはいかがでしたかの問い合わせに対しましては、40組全員の方から、満足もしくはやや満足とのご回答をいただいたところでございます。

その下の3番、内容は興味深いものでしたか、こちらの問い合わせに対しても、40組全員の方から、満足もしくはやや満足とのご回答をいただきました。

次ページのほうをご覧ください。こちらはアンケートの回答の抜粋でございます。自由記

述でご回答いただいたものを上げさせていただいております。

今後、山崎直子さんの講演会でどんなテーマのお話が聞きたいですかということについて尋ねますと、講演会の中で、もちろん山崎さんご自身のことはご紹介させていただいておりますが、山崎直子さんの現在の活動、それから宇宙での生活、こういったものをより詳しく知りたいという回答が多くございました。

その他のご意見やご感想というところについては、とても楽しかったや面白かったとの声が多く、親御さんからは、子どもと夏休みのよい思い出になったとの声が寄せられております。

続いて、講師へのメッセージまとめでございますが、講師へのメッセージでは、山崎さんへ、貴重な話をしていただいたことによる心温まる感謝の気持ちが数多く意見として寄せられておりました。

なお、講師へのメッセージは37件ございますが、こちらのまとめにつきましては、山崎直子さんご自身のほうへ送らせていただいております。

甚だ簡単ではございますが、ご報告は以上でございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。何かご意見は大丈夫ですか。

教育長。

教育長 私も、この8月26日、山崎直子宇宙飛行士の天文教室に参加をさせていただきました。

冒頭の挨拶のときに子どもたちに向けて、月に行ってみたい人と聞いたら、8割ぐらいの子は手を挙げていました。なぜそんな質問をしたかというと、山崎直子さんが常に夢を語られていらっしゃいまして、その夢が、月に学校を造りたいということをおっしゃるんですね。だから、月がこの後私たちの生活の中でどんな役割を果たしていくのかななんていうことを考えていかなければいけない時代なのかなと思って、そんな質問をしてみました。

そして、保護者の皆さんに向けては、子どもの夢を後押ししてほしいと、そういう話もさせていただきました。本当にこのアンケートの中にもありますけれども、夢がかなうということで勇気が湧いたというようなご意見もあるようで、とても充実した時間だったなというふうに感じています。ぜひ、大変だと思いますけれども、引き続きこの会を続けていただけたらうれしいなと。感想です。

以上です。

教育長職務代理者 これを見たときに、へーっといつも思うんです。何で小学生に限定するのかなといつも思っていて、何でかというと、やっぱり小学生のときに抱く夢と中学生が終わ

る頃に抱く夢って結構変わっちゃうんですよね、子どもって。だから、私も小学校に何度か授業とかで訪れたときに、すごいつらいんですけど、「美術を仕事にすると生きていけないから」と言われたことがあって、5年生ぐらいになるとそういうシビアな意見もおっしゃるようになって。

だけど、宇宙って、小学校のときにプラネタリウムを見て楽しいと思うのと違って、中学生になると具体的に理系を目指そうとか、本気度が増したときに聞きたいことも変わってくるだろうし、どういった学部とか、そういうものを選んでいけばこの道にたどり着けるのかとか、すごく具体的に質問したい方っていっぱいいらっしゃるような気がします。もしよかつたら、これは小中に広げてもいいんじゃないかなと。まだ人数にも余白がありそうで、何かもったいないなと思うし、聞きたい質問が変わってきたらいいなと思いました。

施設担当室長、お願いします。

施設担当室長 今、小中学生ということで、中学生にまでということで枠を広げたほうがいいというお話をいただきましたので、早速持ち帰って検討のほうをさせていただきたいなとうふうに思っております。

人数ということに関しては、今回もかなりの人数、300名ぐらいのお申込みをいただいているので、ですから、中学生と一緒にということになったときには、別日にするとかこともありますし、また、なぜ小学生を呼ばないだの、呼ぶんだというようなご質問も結構いただいている中で、今、小学生と親御さんという形を取っているんですけど、いろいろ多種多様な取組というのは今後考えていかなきやいけないというところなんですが、現状においては、その取組においても倍率が結構高い状況ですので、ひとまずちょっと検討させていただきます。

教育長職務代理者 それを聞くと、ちょっと。

じゃ、山形委員。

山形委員 山形です。

場所を変えていただければと思います。301の会議室ではなく、ホールでやっていただいたほうがいいんじゃないでしょうか。

教育長 私も、去年これを見て同じことを考えたんですけど、やっぱり今このやり方をしている意味は、山崎直子さんがすごく身近に感じられるという。私もホールで、300人も応募があるんだったら、みんなが入れるように大きなところでやればと話をしたんですけど、そうすると距離感が出てきてしまって、私たちが何か演劇を見ているみたいなイメージになって

しまって、本当に山崎さんが自分の目の前で、本当にこのぐらいの距離でいろいろ話したりとかということのよさを今は重視しているという意見だったので。

いろんな意見があるので、またそれこそ持ち帰っていただきて、毎年じゃなくて隔年で形を変えるとか、やり方を工夫していただければ、またいいのかななんて私も思っています。

皆さんから意見をどうぞ。

教育長職務代理者 和座委員。

和座委員 生の声を聞かせていただきて、どうもありがとうございます。

私、今2つの意見があって、実際に非常に身近な部分で体験できるすばらしさ、それからもう一つが、もっともっと広げたほうがいいんじゃないかと。これを何か2つ一緒にできないかなどちょっとと思ったんですけど。

例えば、そういう場所で実際に、本当に彼女との触れ合いを体験するというのは、すごく子どもたちにとって、刺激的ですよね。だけど、同時に、何かそれを、よくテレビなんかでもありますよね。そういう場所を映し出して、それをある意味では傍観ではありますけれども、その雰囲気を感じるということもできると思うので、そこら辺のところも含めて、何かもう少し広がりを持った設定ができないかなと、そんなふうに思いました。

Z o o mではないですけれども、僕らは比較的そういった部分で今いろいろなものがもうできるようになってきていますから、講演会の場合でも、今は本当に僕たちの場合は講演会は大体Z o o mが多いんですけども、実際に講師とディスカッションするときは、ちゃんとした形での双方向のディスカッションもできるようなシステムが今はもうほとんどできていますので、そういうことも含めて、もう少し幅広くこのすばらしさを多くの方が感じていただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

教育長職務代理者 何かいろいろ皆さんのが思っているので、ぜひこれからも山崎直子さんに頑張っていただけるようよろしくお願ひします。ありがとうございます。

それでは、ほかに。

社会教育課長、お願ひします。

社会教育課長 社会教育課の関根でございます。

本日は、第77回松戸市文化祭の開催についてご案内させていただきます。

松戸市文化祭は、市制施行から6年後の戦後間もない昭和24年に始まり、今回で77回を数える歴史ある催しで、日頃より市内で文化芸術活動を行う団体の成果を発表する場となって

おり、昨年度は開催期間中に8,600人を超える多くの方にご来場いただきました。今年は、10月18日土曜日から11月23日日曜日まで、会場は文化ホール、市民会館や市民センターをはじめ市内10か所での開催を予定しております。

教育委員の皆様におかれましては、公私にわたりご多忙のことと存じますが、お時間がございましたら、ぜひ会場に足をお運びいただきたくご案内させていただきます。詳細につきましては、お配りしておりますパンフレットをご覧いただければと存じます。

以上、ご案内とさせていただきます。

教育長職務代理者 何かご意見等ございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

和座委員。

和座委員 これはあくまで感想というか1つの意見として聞いていただきたいんですけども、こういった文化祭のときに、見ていると、様々な場所が設定されて、また様々な短歌大会とかいろいろと出てきていますけれども、最近よく言われているのは、図書館というのがすごく市民の中で非常に幅広くいろんな方が集まる1つの場として注目されているようですね。

私の生まれた金沢にも図書館があるんですけども、その図書館というのは、行くと全く壁がないんですよ。広いところで本がたくさん並んでいてという、そういうふうな感じで、また多くの方たちがそこに集ってきて、ぶらぶらするというのか、そういうようなところを歩きながら、本を見ながらいろいろとやっていくというようなことで、何か1つの起爆剤になるような部分があると思うんですね。

松戸も前にいろんな話がありましたけれども、図書館の充実というのは1つの方向性だと思うし、そういうふうな中で、多分文化祭があった場合には、ここの中に図書館が多分入ってきて、図書館の中での様々なセミナーだと、もっといろんな活動を具体的にやっているようなものが多分ここに入ってくるんじゃないかなと思うんですよね。だから、そういうことを考えると、その部分はもっと松戸の場合には、そういったところを広げていくような方向性があつてもいいのかなというふうに思います。

前に、たしかNHKか何かで図書館の、いろんな様々な全国の図書館が出ていました。金沢も出ていましたけれども、非常にそういう意味で今起爆剤として様々な形で多世代が集うことができるということがあるので、そういうこともちょっと考えていただければなというふうに思ったので、ちょっとお話をさせていただきました。

以上です。

教育長職務代理者 よろしいですか。

それでは、委員の皆様から何かということで、中西委員から。

中西委員 ありがとうございます。

ここでも話題になりました上本郷第二小学校、10月6日ですか、リーディングDXの授業参観に行ってきました。ぜひ委員のほかの皆さんも、リーディングDXの学校はやっぱり大分ほかの学校と違うということを実感として思いましたので、10月21日は六中で、やはりリーディングDXの指定校ですけど、授業公開があるようなので、お時間があればと思います。

いわゆる自由進度学習という話題もここでしたんですけど、本当に個人で学ぶ時間とグループで学ぶ時間、これ、今の学校の授業って結構あるとは思うんですが、そのメリハリがはっきりしているということが印象的でした。

6年生の子のクラスの算数の授業の話、この担任の先生は有名な先生らしくて、教育長は何度も授業をご覧になっているそうですが、やっぱりちょっとびっくりして。廊下にまでホワイトボードを置いて、子どもが子どもに算数の解き方を説明するような場面があったりとか、あるいは限られた子どもが、これはほかの授業でもありましたけど、先生と学ぶ、五、六人なり10人なりというのは、前に行って黒板の前でやると。自分で学びたい子は自分で学ぶという、そういう分かれ方をしていて、学び方を主体的に子どもが選んでいるということは間違いないので。そうは言っても、やっぱり全員がフォローできているのかなというのはちょっと心配になりますが、そのときも支援員の方とか複数の先生で見ていましたので、そういう人がいないと、先生の力量によってやっぱりその見方が変わってくるのかなという気はいたしました。

この有名な先生の場合は、指導案にそもそも、この子はここにいてこうやる、こういう学び方をしているからということを全員書いてあるんですね。実際にそのとおりになるというような話だったので、いかに子どもを把握しているかということがよく分かる参観でした。

そのほかにも、情報活用能力、前から私も強調していますけど、それをどこで身につけるかということも指導案に書いてあったりして、国語でそういう情報活用能力を意識した単元というのは今高学年で必ずありますので、そういうところをやっぱり大事にしていきたいなということも思いました。

あと、ほかの学校訪問ですが、頑張って7校行っているんですけど、常に気になるのは、やっぱり情報活用能力絡みのことで、ウィキペディアで調べてきた子どもに先生が何も言わないという、これは音楽の時間で、臨任の先生だったので、指導が、そこまで伝わっていない

いのかなという気もしたのですけれども、しかも音楽で、そういうことはあまり意識されていない教科かもしれない、そういうこともあるのかなと思ったんですが、ウィキペディアが学校教育で当たり前のように使われるのは、やっぱりどう考えてもおかしいので。

ただ、これはなかなか難しい問題で、世界中を見ると、ウィキペディアを引用して論文というのがもうまかり通っている時代でもありますから、そんな単純な話ではないんですけど、いかにある意味不正確かということは一般的には定着している話なので、それを当たり前のように使わせるというのは、何とかなくしてほしいなというぐらい私は思っておりますので、何かの機会にしっかり徹底していただきたいなと思います。

ほかの調べ学習なんかでも、やっぱりそういう出典が気になるような授業というのもあつたりしまして、あと、一般的に、複数の学校を見ていまして、紙かデジタルかというのを、ここはデジタルでやったほうがいいんじゃないかというところが紙でプリントだったりするというようなケースは結構散見されるので、そこは当然教育委員会の方は分かっていらっしゃると思いますが、なかなか使い勝手が人によって違うなということを、先生によって違うなということはよく感じます。

それから、言語活用科もこの間から話題にして、振興基本計画とも関連するので、より意識的に見ているのですけれども、ここで申し上げたいのは、どう見直していくかという視点で、何かリアルなものと現実のものとうまく結びつけられないかなと思うんですね。これはどこまでが言語活用科のテキストの中で、どこが先生個人のオリジナルかというのを私はよく分かっていませんから、その辺、誤解もあるかもしれませんけれども、やっぱりより子どもがリアルに学べるとすれば、実際にこうなんだよという話であるとか、ここに書いてある話だと、給食の時間を早くしたいなという声があったら、それをちゃんと真面目に学級活動も含めて考えてみるとか、そういうようなこともありますし、それによってより子どもたちの真剣度も変わってくるような気がいたします。

あと、中学校の批判的思考力を高めようというくだりについても、もともとはグラフの例が多分あるんだと思うんですけども、そのデータなんかも、その気になれば実際リアルなデータとして転がっているようなものがあるはずなので、そこをうまく活用できないものかなというふうに思いました。

最後にほかの教科との関係なんですけど、国語の教科書を使って言語活用科の授業としてやっていらっしゃるのがあって、本来は国語の時間に言語活用科で学んだことを生かそうという前提だと思うんですが、それが言語活用科の授業でやっていらっしゃるのは何かちょっと

と違和感を覚えました。その辺の整理の仕方も含めて、いろいろ見していくと、どこを見直さなきやいけないのかなということを私なりにいろいろ感じたことがありましたので、参考にしていただければと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、活動報告等よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 ありがとうございます。

それでは、次回の教育委員会会議の日程についてでございます。次回の教育委員会会議は、令和7年11月12日の水曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないようですので、次回、令和7年11月定例教育委員会会議は、令和7年11月12日水曜日、午前9時30分より、本教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉会

教育長 以上をもちまして、令和7年10月定例教育委員会会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時09分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員